

令和 8 年 9 月 1 日発表資料

発表事項	損害賠償の額を定め、和解することについて
担当課	生涯学習課社会教育グループ 代表099－472－1111
内容	<u>1 事件の概要</u> 相手方が著作権を有するイラスト 9 点を、市教育委員会が作成した印刷物及びホームページにおいて相手方に無断で掲載し、使用したものであるとして相手方から損害賠償金 1,584,000 円の請求を受けたもの <u>2 和解の要旨</u> 事件の原因としては、当該計画作成の際イラストが無料であると誤認し、相手方に無断で掲載し、使用したことであることから、和解の相手方の主張する 1,584,000 円を市が和解の相手方に賠償し、和解した